

杉並区会計年度任用職員(短時間)

【学校図書館指導担当】

募集案内

令和7年1月1日
杉並区

【1】採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分	勤務様	採用予定数	勤務場所	
会計年度任用職員 (短時間)	学校 図書館指導 担当	1日6時間・ 年間104日 (週2日程度)	1名	済美教育センター

(2) 仕事内容

◇区立学校図書館への支援

- ・学校司書研修・司書教諭研修等の企画・実施
- ・学校図書館運営の助言
- ・学校司書・司書教諭への助言
- ・学校図書館に関わる校内研修の実施や学校図書館を活用した授業への助言
- ・学校図書館活動に必要な資料の収集・提供等

◇済美教育センター教育図書館の運営業務

- ・教育関係図書及び雑誌の登録及び管理

(3) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※条件付採用期間（試用期間）1か月

※公募によらない再度の任用（更新）制度あり

（公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。そのうえで、1年度ごとで5回までとします。）

(4) 応募資格

- ① 司書教諭の講習を修了した方で、小・中学校での司書教諭の実務経験が3年以上ある方
- ② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- | | |
|---|---|
| 1 | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 |
| 2 | 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 |
| 3 | 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 |
| 4 | 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| ※ | 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。 |

【2】 申込方法

《提出書類》

- (1) 杉並区会計年度任用職員(短時間)【学校図書館指導担当】採用選考申込書
- (2) 杉並区会計年度任用職員(短時間)【学校図書館指導担当】採用選考課題論文
- (3) 司書教諭の講習を修了したことを証明するものの写し

上記3点を添えて、次により申し込んでください。

申込方法	申込期限	送付先・申込場所
郵送 または 持参	(令和7年1月20日(月)まで(必着) 持参の場合は土曜、日曜、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで)	〒168-0064 杉並区永福4-25-7 杉並区立済美教育センター 学校図書館支援担当

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員(短時間)【学校図書館指導担当】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表		合否にかかわらず、令和7年1月末までに第一次選考受験者に結果通知を発送します。

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○令和7年2月予定 (時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○済美教育センター	
方法	面接	学校図書館支援についての司書教諭経験と必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和7年2月予定 (詳細は、第二次選考当日にご説明します。)	

【5】 報酬・手当

時給 1,662円（令和6年12月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当・勤勉手当を支給します。（6か月以上の任用期間がある場合に支給します。）

【6】 勤務条件・休暇等

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、年間104日、1週2日程度の勤務です。
- ◇ 1日の勤務時間は原則として午前9時00分から午後5時00分までのうち、所属長が指定する6時間（休憩時間は別途45分）です。
- ◇ 年次有給休暇が勤務形態に応じて付与されます。（例：1週2日勤務の場合、年3日）
- ◇ その他に、慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 勤務形態により、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険、健康診断は対象外です。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。（期末手当該当者のみ）

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申し込み・問合せ先

教育委員会事務局 濟美教育センター 学校図書館支援担当

〒168-0064 杉並区永福4-25-7

TEL: 03-6379-3521 (代表)

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>